



こんにちは 東郷まさあきです

日本共産党

ご意見・ご要望をお寄せください
野洲市比江864 (☎589-4158)
2018年12月4日 No.118

市が都市計画税導入を表明 3.5億円の市民大増税

都市基盤整備は全市的な課題

野洲市は去る21日、市議会の全員協議会で都市計画税導入の方針を明らかにしました。導入理由では「都市基盤整備に必要な財源」としています。が、市民全体に関わる都市基盤整備の財源を特定の地域に、なおかつ、所得の低い人にまで課税することは税の応能負担の原則に反することです。

都市計画税の導入理由について市は、「国の制度改正に伴う地方財政への影響があり、今後、道路整備や市街地排水対策や、都市公園整備などを行うために都市計画税は必要。これまで一般財源を充ててきたが、都市計画税導入で、この予算を教育・福祉に使うことができる」と説明。また、今回の導入について、「各学区の自治会長会議で説明し、概ね認めてもらっている」としています。

都市計画税は、市内の市街化区域と市街化調整区域の地区計画区域に固定資産税とは別に課税される新たな税金です。市の説明では、固定資産評価額の×0.2%の場合3.5億円、0.3%で5.2億円と税収の試算しています。2000㎡の小規模住宅用地には3分の1の減免措置がありますが、増税となり。

そもそも都市基盤整備事業は全市的な課題です。これを特定の市民(市街化地域)にのみ課税し、財源を求めるとは許されません。それだけでなく市街化地域は「資産価値が高い」ことを理由にして固定資産税は調整区域と比較して高くなっています。にもかかわらず都市計画税の導入は「税金の二重取り」と言わなければなりません。

税の応能負担と所得再配分の原則に反します。本来、「税は所得に応じて負担する」。つまり、富裕層が応分の税を負担し、所得の低い人たちのために使えるようにすることが、近代国家の税制のあり方です。しかし都市計画税は市の都市計画事業について、「特定の市民」から税を徴収し、「所得のない人」にも課税されます。本来の税制のあり方に反するものです。

また、都市計画税の導入は、固定資産の所有者だけに影響があるのでなく、賃借住宅の方も家賃の値上げや物価の値上げなど、市民全体に大きく影響します。市は「増税はしたくないが、このままでは道路や歩道の整備や、市街地排水対策などが、中々できなくなる」としています。さらに、今後各学区で都市計画税導入についての「市民懇談会」を開催し、説明をするとしています。市議会には、2019年の3月から6月議会に導入のための条例案を提案し、2020年4月から実施というスケジュールが進められようとしています。



議員報酬 5万円引き上げ、即実施

11月議会に議員報酬引き上げが議員提案されます。引き上げ額は月額5万円而来年1月からの実施。市民からは「市民の暮らしとはかけ離れている」と批判がでています。

これまでから議員報酬引き上げの議論がされてきました。しかしその都度、市民の批判が強く提案は見送られてきました。

11月定例会市議会に提案される引き上げ案は月額5万円です。これにより年間必要財源は1400万円(月額報酬に加え期末手当にも連動します)にもなります。さらに引き上げ時期は11月議会(12月21日採決)で議決して、翌月の来年1月から「即実施」です。議員報酬が年度途中で引き上げされることは極めて異例です。今回の報酬引き

上げについて、「定数を削減したから。報酬を元に戻すだけ」としていますが、とても市民の理解を得られるものではありません。

今、格差と貧困が広がり、社会保障費の負担増や年金切り下げなど市民生活は大変。このような時に議員報酬を、いっせいに月額5万円もの引き上げは市民感覚と生活実態からかけ離れています。

人口が同規模市の議員報酬(月額)	野洲市	現行300000円	人口51007人
	栗東市	325500円	69270人
	高島市	310000円	49132人
	湖南市	350000円	55031人
	米原市	300000円	39346人